使用の許諾条件について

写真等の使用を許諾するに当たっては、次に掲げる条件を付す。

・著作権等無体財産権の対象となるもの（美術作品、パビリオン、マーク等）の写真等を使用する場合は、当該権利者の承認を得ること。また、利用にあたって紛争が生じた場合は、申請者が責任をもって対処すること。

・提供した写真等のデータの管理については、第三者による無断利用・無断転載・無断流用･模倣等を含め十分注意し、提示された事柄を関係者にも周知するなど、不正利用の防止に努めること。

・写真等の使用期間終了後、提供された写真等のデータを全て消去すること。

・許可なく二次使用、第三者へ転売・配布・譲渡・転貸・担保提供することをしないこと。

・写真等に修正等を加えて使用しないこと。

・写真等を本申請書に記載した使用目的以外に利用しないこと。

・写真等について、褪色等を理由に異議を申し立てないこと。

・写真等を雑誌・書籍・放送番組等に利用する場合は、指定されたクレジットを明示すること。

・写真等を利用して完成した成果品（パネル制作等に利用した場合は展示状況の写真）を、1部大阪府に提出すること。

・複写フィルムによる貸出や映像素材の貸出を受けた申請者は、使用期間終了後、遅滞なく大阪府へ複写フィルム・映像素材を返却すること。